



宮 崎 県 公 報

平成20年5月29日(木曜日) 第 1985 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則

○違法駐車車両を移動した場合の負担金に関する規則の一部を改正する規則……………(警察本部) 1

告 示

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示……………(人事課) 1

○民有林の保安林の指定(5件)……………(自然環境課) 2

○保安林の指定の解除予定の通知……………(") 3

○保安林の指定施業要件の変更……………(") 3

○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 3

○道路の供用の開始(2件)……………(") 4

○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 4

○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 4

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(2件)……………(監査・財政課) 4

○入会林野整備計画の認可……………(山村・木材振興課) 5

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(商業支援課) 5

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する意見書の提出……………(") 5

○土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 6

○土地改良区の定款変更の認可(4件)……………(") 6

○土地改良区の解散……………(") 6

○市町村宮土地改良事業の施行の同意……………(") 6

○建設業法に基づく営業所の所在地を確知できない建設業者の公告……………(管理課) 6

企業局企業管理規程

○企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する企業管理規程……………6

公安委員会規則

○車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則……………7

公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について……………7

規 則

違法駐車車両を移動した場合の負担金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月二十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四十二号

違法駐車車両を移動した場合の負担金に関する規則の一部を改正する規則

違法駐車車両を移動した場合の負担金に関する規則(平成十八年宮崎県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第十五項」を「第五十一条第十六項」に改める。

第三条第一項中「第五十一条第十六項前段」を「第五十一条第十七項前段」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

告 示

宮崎県告示第二百九十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める

額(平成四年宮崎県告示第五百六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月二十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四二四円	一三、五二二円
二十歳以上二十五歳未満	四、九六七円	一三、五二二円
二十五歳以上三十歳未満	五、八二七円	一三、七二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇〇円	一六、三九二円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇〇六円	一〇、〇七二円
四十歳以上四十五歳未満	七、二七三円	一三、六四六円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三五円	一四、一五七円
五十歳以上五十五歳未満	六、五六九円	一四、三八〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九二二円	一三、八九二円
六十歳以上六十五歳未満	四、五五〇円	一一、一一〇円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇九〇円	一四、三五三円
七十歳以上	四、〇九〇円	一三、五二二円

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の表の二十歳未満の項、1

十歳以上二十五歳未満の項、二十五歳以上三十歳未満の項、三十歳以上三十五歳未満の項、四十歳以上四十五歳未満の項、四十五歳以上五十歳未満の項、五十歳以上五十五歳未満の項、五十五歳以上六十歳未満の項及び六十歳以上六十五歳未満の項の最低限度額並びに二十歳未満の項、二十歳以上二十五歳未満の項、二十五歳以上三十歳未満の項、三十歳以上三十五歳未満の項、四十歳以上四十五歳未満の項、四十五歳以上五十歳未満の項、五十歳以上五十五歳未満の項及び七十歳以上の項の最高限度額の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の告示の表の二十歳未満の項、二十歳以上二十五歳未満の項、二十五歳以上三十歳未満の項、三十歳以上三十五歳未満の項、四十歳以上四十五歳未満の項、四十五歳以上五十歳未満の項、五十歳以上五十五歳未満の項、五十五歳以上六十歳未満の項及び六十歳以上六十五歳未満の項の最低限度額並びに二十歳未満の項、二十歳以上二十五歳未満の項、二十五歳以上三十歳未満の項、三十歳以上三十五歳未満の項、四十歳以上四十五歳未満の項、四十五歳以上五十歳未満の項、五十歳以上五十五歳未満の項及び七十歳以上の項の最高限度額の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 391号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年 5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字大中尾 163-99（次の図に示す部分に限る。）、163- 122、163- 123
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字大中尾 163-99・163- 122・163- 123（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 392号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年 5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 南那珂郡北郷町大字大藤字内ノ野 東乙1541-43から乙1541-45まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字内ノ野東乙1541-43・乙1541-44（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに北郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 393号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年 5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字吉野方字上椎八重6010-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 394号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年 5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字九郎造2435-3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 395号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2 第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成20年 5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字土々呂口5493-2・5498-1・5499・5504-1・5504-3・5504-4・5505-1・5506-1・5506-2・5507・5507-1・5508・5510・5511・5519・5520・5524・5525・5525-1・5525-3・5527-3・5528・5535-1・5536-3・5537-3・5538-1・5538-3・5539-1・5539-3（以上29筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字土々呂口5495・5505-1・5509（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字土々呂口5511（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 396号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成20年 5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養

- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 397号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年 5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字米ノ迫6346-3

- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字米ノ迫6346-3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 398号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 5月29日から平成20年 6月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 3 27号	日向市東郷町山陰字城ヶ尾丙 621番12地先から同市同町山陰字小野田丙 905番 3 地先まで	旧	10.2 ～ 22.6	201.1
				旧	12.8 ～ 50.0	281.4
				新	12.8 ～ 50.0	281.4

宮崎県告示第 399号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 5月29日から平成20年 6月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町山陰字六 地藏辛11番 1地先から 同市同町山 陰同字辛9 番1地先ま で	旧	9.8 ~ 11.7	28.5
				新	11.3 ~ 11.8	

宮崎県告示第 400号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月29日から平成20年 6 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町山陰字城 ヶ尾丙 621 番12地先から 同市同町山 陰字小野 田丙 905番 3地先まで	平成20年 5 月29日

宮崎県告示第 401号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 5 月29日から平成20年 6 月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町山陰字六 地藏辛11番 1地先から 同市同町山 陰同字辛9 番1地先ま で	平成20年 5 月29日

宮崎県告示第 402号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 20-1	吉野英二	西都市大字三宅字 下鶴9419番1地先、 9419番5	4.00	70.00	平成20 年4月 7日

宮崎県告示第 403号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年宮崎県規則第十一号）第十一條第五項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成二十年五月二十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

変 更 前		変 更 後		変 更 年月日
売りさばき をすする場所	人の名称	売りさばき をすする場所	人の名称	
日向市大字 財光寺一 九三番地一	有限会社日 向シーサイ ドモーター スクール	日向市大字 財光寺一 九三番地一	有限会社日 向自動車学 校	平成二十 年四月一 十八日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 20年 5月 7日	特定非営利 活動法人 日向みんな の図書館	黒木 和政	宮崎県日 向市南町 6番28号	この法人は、 読書推進活動 を通して、日向 市民の生活文化 に対する意識の 向上と定着を図 り、明るく豊か で楽しい社会生 活を実現するこ とを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規

定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年5月9日	特定非営利活動法人 ひむかの会	成田 真理	宮崎県日向市鶴町1丁目5-12	この会は、二酸化炭素削減やエコ、エネルギーやクリーンエネルギー、食の安全問題などお互いに学びあい、協力しながら地球環境を守るためさらに人権擁護、平和の推進を図る運動をしていくことを目的とします。

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、次の入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可した。

平成20年5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 名 称
石坂入会林野整備組合
- 2 事務所の所在地
宮崎郡清武町大字今泉乙 480番地
- 3 代表者の住所及び氏名
宮崎郡清武町大字今泉乙 480番地
村中 久眞市

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) イオンモール都城
都城市栄町4672番地 外34筆
- 2 意見の概要

市内最大の店舗を有する商業施設の出店であり、周辺には終日交通量の多い国道269号や市道年見通線に面していることから、道路交通等に与える影響は非常に大きいと予測される。

特に、平日夕方の帰宅ラッシュ及び中高生の下校等、様々な交通環境が重なることで混雑する時間帯はさらに十分な安全対策が求められる。

約5割程度の来客車両が見込まれる入口No.8の左折入庫は、北原交差点と近接している為、交差点内に車両の滞留が生じる可能

性が強い。また、同入口への右折入庫車両についても、北原交差点の右折レーンの車両と重複することから渋滞が予測される。さらには、週2回のゴミ収集作業も収集箇所が集中していることから、一時的ではあるが渋滞の影響があると思われる。

そのことから、閉店後の来店車両及び通行車両の交通安全を考慮し、出入口箇所の変更等の安全対策を検討すること。

騒音については、夜間騒音の最大値が全ての地点で基準値を超えることが届出書より明らかな為、基準値内に抑えるように対策を講じること。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年5月29日から平成20年6月30日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) イオンモール都城
都城市栄町4672番地 外34筆
- 2 意見書提出者の氏名及び住所
首藤順一
都城市栄町12号3番地4
- 3 意見の概要
 - (1) 出入口No.3（駐車場No.1）が出来ると、市道栄町353号線及び市道栄町355号線において、交通渋滞を招き、さらに出入口No.6（駐車場No.2）からの出庫車両とも重複することで、普段私達が使用している市道栄町353号線及び市道栄町355号線が混乱し、安全で平穏な生活を送ることができなくなるため、出入口No.3（駐車場No.1）の廃止と出入口No.6（駐車場No.2）を入口専用とすることを要望する。
 - (2) 出入口No.2（駐車場No.1）及び出入口No.5（駐車場No.2）においては、一旦停車をしない車両の飛び出しが懸念され、市道栄町353号線を生活道路として利用し通行する者として、事故に遭う危険性が非常に高く、また、交通渋滞の原因ともなるため、出入口No.2（駐車場No.1）及び出入口No.5（駐車場No.2）の廃止を要望する。
 - (3) 市道栄町353号線及び市道栄町355号線において、来客者の違法駐車がないような管理を要望する。
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成20年5月29日から平成20年6月30日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	税 所 哲	都城市高木町4824番地 5
理 事	福 岡 春 良	都城市高木町4324番地

（任期：平成22年 3 月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）から平成20年 4 月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平川土地改良区（小林市）から平成20年 4 月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、

牟田原土地改良区（小林市）から平成20年 4 月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、二原土地改良区（小林市）から平成20年 4 月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、大人土地改良区（日之影町）が解散した。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業（萩原地区、ため池等整備事業）の施行に同意した。

平成20年 5 月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条の 2 第 1 項の規定により、営業所の所在地を確知できない建設業者について、当該建設業者の許可番号、商号又は名称、代表者の氏名等を公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日
宮崎県知事許可(般-17)第 10149号	(株)ゲイトリヴァ	金丸 良明	東臼杵郡門川町南町 5 - 67 - 3	平成17年 5 月31日
宮崎県知事許可(特-18)第2052号	(株)西郷開発	田嶋 大一郎	東臼杵郡美郷町西郷区田代 12343	平成18年 6 月25日
宮崎県知事許可(般-17)第 11336号	(有)大司建設	神宮司 博	東臼杵郡美郷町西郷区田代4991 - 1	平成17年11月24日
宮崎県知事許可(般-18)第 141号	都建設(有)	都 弘延	西臼杵郡高千穂町大字岩戸 155	平成18年 9 月25日

企業局企業管理規程

企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年五月二十九日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第十号

企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する企業管理規程

企業局職員安全衛生管理規程（昭和六十二年宮崎県企業局企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十号中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 健康管理医は、別表第一の左欄に掲げる局本庁又は事務所の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる職にある医師をもつて充てる。

3 前項の規定にかかわらず、副局長（総括）は、必要があると認めるときは、同項に規定する医師以外の医師を健康管理医として選任することができる。

第十二条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

二 精神保健福祉センター所長

第十二条第三項中「召集」を「招集」に改める。

第十八条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 特殊業務従事職員健康診断

第二十号中「健康管理医が行う。」を「別表第一の右欄に掲げる健康管理医が同表左欄に掲げる管轄事業所ごとに実施する。」に改める。

第二十五条中「別表」を「別表第二」に改める。

第二十六条第二項を削る。

第二十七条中「別表」を「別表第二」に改める。

別表を別表第一として、同表の前に次の一表を加える。

別表第一 (第10条、第20条関係)

健康管理医管轄区分

管轄事業所	健康管理医
局本庁	健康管理センター医師
北部管理事務所	日向保健所長
企業局組織規程第十九条の規定により設置される建設事務所	別に定める

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

公安委員会規則

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年五月二十九日

宮崎県公安委員会委員長 田代 知代

宮崎県公安委員会規則第五号

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則

車両の運転者等又は使用者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則 (昭和六十一年宮崎県公安委員会規則第四号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 8 号

警備業法 (昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成20年 5月29日

宮崎県公安委員会委員長 田代 知代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	2 級	平成20年 9 月 2 日午前 9 時30分から午後 5 時まで

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

15人 (受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成20年 7 月 7 日(月)から 7 月18日(金)まで (県の休日を除く。)

の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

(4) この検定の実施に際して収集する個人情報 は、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。